

独占禁止懇話会第203回会合議事録

1. 日時 平成28年4月7日（木）15：00～17：10
2. 場所 公正取引委員会大会議室
3. 出席者
【会員】伊藤会長，天野会員，有田会員，稲垣会員，及川会員，翁会員，川田会員，
神田会員，児玉会員，泉水会員，高橋会員，舟田会員，三村会員，村上会員，
レイク会員
【公正取引委員会】杉本委員長，小田切委員，幕田委員，山本委員，三村委員
【公正取引委員会事務局】中島事務総長，山本総括審議官，原取引部長，山田審査
局長
4. 議題 ○ 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の一部改正について
○ 「適正な電力取引についての指針」の改定について
○ 「独占禁止法審査手続に関する指針」の策定について
○ 学生向け広報活動（独占禁止法教室）について

○伊藤会長 それでは、全員おそろいのようにございますので、第203回の独占禁止懇話会を開会したいと思います。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の議題の紹介をさせていただきたいと思います。議題は4つございます。1番目は、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の一部改正についてでございます。2番目は、「適正な電力取引についての指針」の改定について、3番目は、「独占禁止法審査手続に関する指針」の策定について、そして4番目は、学生向け広報活動（独占禁止法教室）についてでございます。

これら4つの議題につきまして、公正取引委員会から説明をしていただきまして、会員の皆様から御意見を聴取することを予定しております。

それでは、最初の議題に入りたいと思います。

「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の一部改正につきまして、松本相談指導室長から説明をお願いいたします。

○松本相談指導室長 相談指導室長の松本です。どうぞよろしくお願いいたします。

相談指導室は、事業者の方から、これから行おうとする取引や事業活動につきまして、独占禁止法の観点から問題がないかどうか事前に確認したいという御相談に対応しまして、独占禁止法の考え方を示しつつ、違反行為の未然防止につながるように役立てていただくことを主な任務としているところです。

本日、私からは、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」、いわゆる「知的財産ガイドライン」の一部改正について説明を申し上げます。

資料は、枝番 1-1, 1-2 です。

知的財産の開発や利用においては、経済発展を牽引するイノベーションが見込まれるところ、早いスピードで市場環境が変化しております。競争政策におきましても、その実態を見極めまして、競争環境を適切に整備していくことが求められていると認識しております。

そうした認識の下、知的財産の利用につきまして、今年の1月に知的財産ガイドラインの改正を行いました。その背景及び改正内容につきまして、御紹介したいと思います。

具体的な説明を始めます前に、独占禁止法と知的財産関連法規との関係、また、公正取引委員会が示しております知的財産ガイドラインの位置付けについて、若干触れておきたいと思います。

まず、知的財産法と独占禁止法との関係ですけれども、独占禁止法第21条に、次のような規定があります。「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、商法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない」、ということで、いわゆる適用除外規定です。

この規定の趣旨につきましては諸説ありますけれども、知的財産権による本来の適法な行為につきましては、独占禁止法が適用されないということを確認的に規定しているというものが現在の一般的な捉え方であろうと思います。

この確認的な規定という捉え方の前提としましては、独占禁止法と知的財産法とが我が国の産業・経済を発展させるという目的において、究極的には共通するものである、両者は互いに補完する関係にあるという理解があると考えます。

知的財産制度は、知的財産を一定期間独占的に利用する権利を付与するという、いわば独占を保護するというものですけれども、その独占の保護がなければ、知的財産のただ乗りですとか模倣が容易に生じかねません。逆に、一定期間、独占を保護することにより、事業者の研究開発意欲を刺激して、新たな技術、また、その技術に基づく製品等を生み出す原動力となる、それが競争を促進する効果として期待されるというところです。

したがいまして、独占禁止法の運用におきましては、知的財産制度に期待されますそのような競争促進効果を活かしつつ、知的財産制度の趣旨から逸脱した行為によって技術や製品をめぐる競争に悪影響が及ぶことのないようにするということが重要と考えております。

独占禁止法第 21 条にありますとおり、権利の行使と認められる行為に独占禁止法は適用されないわけですが、この知的財産制度の趣旨から逸脱する、また、知的財産制度の目的に反する行為につきましては、それは権利の行使と認められる行為とは評価されませんので、独占禁止法を適用するということになってまいります。

こうした観点から、知的財産ガイドラインは、知的財産分野における独占禁止法の法運用の考え方を示しているものです。また、企業や事業者団体に対しまして、この知的財産ガイドラインは法執行の予見可能性を高める、違反行為の未然防止を図るという役割を果たすものでもあります。

資料の枝番 1-1、知的財産ガイドラインの一部改正のポイントに基づきまして、説明を続けます。

今回の知的財産ガイドラインの一部改正の背景ですが、現在、様々な分野で製品やサービスに規格というものが定められまして、規格に準拠した製品等が提供されております。例えば、技術革新が著しい分野である情報通信分野では、関係する者が共同して規格を策定しておりまして、例えば携帯電話、スマートフォンの 3G、4G あるいは LTE と呼ばれる通信方

式が規格として採用されていることは、御存じのとおりです。

そうした規格を成り立たせる技術として、特許技術が用いられるわけですから、近年、規格の実施に当たって必須となる特許、これを標準規格必須特許と呼びますけれども、この標準規格必須特許を有する者が、この特許を利用する者に対し、差止請求訴訟を提起するといったような事例が国内外で生じてきております。

例えば国内の事例として申し上げますと、御案内のとおり、アップルとサムスンの間で生じた訴訟において見られたところです。アップル・サムスン訴訟について、少し申し上げますと、携帯電話、移動体通信の通信規格として3G移動通信システム等がありまして、その規格を構成する技術としまして、サムスンの保有する特許が採用されていました。サムスンはアップルから別件で特許侵害訴訟を提起されたことに関連しまして、サムスンの保有するこの3G通信規格に必須な特許を、まだライセンス契約が整っていなかったアップルが使うことを差し止める、それを請求したという事案です。

この訴訟につきましては、平成26年5月に知財高裁の判決・決定が出されまして、サムスンのとった差止請求権の行使ですけれども、結論において民法の基本原則に反する「権利の濫用」として許されないという判断が示されたところです。

また、海外、アメリカですとか欧州におきましても、主に電気通信分野で同様の問題が顕在化しています。そして、競争当局でありますアメリカのFTC、また欧州委員会などが個別の事件として取り上げまして、競争法上の問題として措置を採るといった例が見られるところです。

特許権に基づいて、他者の利用、特許侵害行為をやめるように差し止める行為というのは、外形上は権利の行使と見られるものです。しかし、そのような外形上、権利の行使と見られる行為も、その行為の目的あるいは対応、競争に与える影響の大きさなども勘案した上で、知的財産制度の趣旨である、事業者に創意工夫を発揮させて技術の活用を図るという趣旨から逸脱するもの、また、知的財産制度の趣旨の目的に反するものと認められる場合には、独占禁止法第21条にいう「権利の行使と認められる行為」

とは言えませんので、独占禁止法が適用されてくるということになります。

我が国の公正取引委員会の改正前の知的財産ガイドラインにおきましても、外形上、知的財産権の権利の行使と見られる行為に関する記述はありましたが、その記載は限られたものであり、今回の問題に対するような考え方は従前は十分に明確にされているというものではなかったところでした。

そこで、公正取引委員会におきまして、こうした標準規格必須特許をめぐる問題について、まずは調査を実施いたしました。具体的には、規格を策定しております標準化機関、それから特許を保有している、又は利用している事業者や有識者、実務家の方などにヒアリングを行うなどの調査を行ったところです。

その調査の結果を踏まえまして、知的財産ガイドラインに考え方を追加しようということになったところです。

なお、ほかの国ですけれども、例えば韓国や中国といった競争当局におきましても、こうした問題に対する考え方を、それぞれ知的財産に関連するガイドラインとして公表しております。また、カナダの競争当局も、ちょうど1週間前になりますけれども、先月末にガイドラインを改正しまして、こうした問題に対する考え方を示しています。

こうした経緯によりまして、公正取引委員会が調査をし、考え方を取りまとめた内容としまして、まず、この知的財産ガイドラインの一部改正の原案を公表いたしました。これが平成27年7月になります。その後、1か月間、パブリックコメントの手続を用いまして、関係各方面から原案に対する意見を広く募集したところです。

このパブリックコメントの期間の間に、国内外から54件の御意見を頂きました。具体的には、事業者、事業者団体、学者、弁護士、弁理士といった、様々な方面から御意見を頂戴したところです。内容としましては、建設的な御意見を多く頂いたところです。そうしたパブリックコメントで頂いた御意見を参考にしまして、知的財産ガイドラインとして示す内容が、より明確かつ適切なものとなりますように再検討を行いまして、原案を修正した上で、成案の公表ということになった次第です。

成案の公表時には、パブリックコメントとして寄せられました御意見の概要と、それに対する公正取引委員会の考え方を、併せて公表しております。こちらは配付した資料枝番１－２に添付をしています。御意見として多数頂戴しておりますので、詳細な説明は省略しますが、後ほど説明の中で若干触れてまいりたいと思います。

続いて、資料枝番１－１の第２の部分です。独占禁止法上の考え方の明確化というところです。

まず、規格を策定します標準化機関としましては、例えばＩＳＯ規格を策定しています国際標準化機構ですとか、電気通信ではＩＴＵという国際電気通信連合など、様々な機関が標準化をする活動を行っております。そうした標準化機関はその活動を公開いたしまして、多くの参加者を得て、規格の策定を行っているところです。

一般的に、こうした標準化機関は、規格の策定に参加する者に対して次のようなことを求めています。一つには、規格の策定に参加する者が規格の実施に当たり必須となる特許、標準規格必須特許を保有しているか、また、保有している場合に、その特許が規格に採用されたならば、他の者に対して公正、妥当、かつ無差別な条件で特許の利用をライセンスする用意があるかどうか、を明らかにさせます。

この特許が規格に採用された際、他の者に対して、公正、妥当かつ無差別な条件でライセンスをするという条件のことを、英語の頭文字をとりまして「FRAND条件」と言います。このFRAND条件でライセンスをする用意があるということを明らかにすることを、「FRAND宣言」と言います。

仮に、特許を有する者からFRAND宣言がなされない場合につきましては、標準化機関はこのFRAND宣言がなされなかった特許の対象となります。技術につきましては、規格の中に含まれないように規格を変更するなどを検討することとなります。

こうした標準化機関の方針は、この標準規格必須特許のライセンスに關します取扱い等を定め、ＩＰＲポリシーといわれる方針として明らかにしています。

このように、規格を策定するに当たりまして、特許権者にいわゆるFRAND宣言をしてもらう意義としましては、資料枝番1-1の第2の青い部分の右側にありますように、特許の権利行使が規格を採用しました製品の研究開発や生産、販売の妨げになることを防ぐ、また、規格を広く普及させるといったことがあります。

また、FRAND宣言の効果としましては、一つには①としまして、標準規格必須特許を有する特許権者がその特許の利用に対して相応の対価を得ることを可能とするという、権利者側への効果です。また②としまして、規格を採用した製品の研究開発等を行う者が、標準規格必須特許をFRAND条件で利用することを可能とするものです。これが利用者側への効果というものです。こうした効果が考えられるところです。

知的財産ガイドラインには、今御説明を申し上げました、この青い部分に記載しました内容を前提としまして、その下の赤い部分に概要として書いております内容を追加しております。

御覧のように、この赤い部分のところですが、公正、妥当かつ無差別な条件、つまりFRAND条件でライセンスを受けるという意思を持っている者に対しまして、ライセンスを拒絶する、又は差止請求訴訟を提起するといったことは、規格を採用しました製品の研究開発、生産、販売を行う者の取引機会を排除し、また、その競争機能を低下させる場合があるということで、当該行為、すなわちFRAND宣言をして自らの特許が規格に採用された、そうした標準規格必須特許を有する者が、FRAND条件でライセンスを受けようとする者に対しまして、ライセンスを拒絶したり、差止請求訴訟を提起したりして、他の者に特許技術を使わせないようにする行為ということですが、そうした行為が市場の競争を実質的に制限する場合には、私的独占に該当するということ、また、私的独占に該当しない場合であっても、公正競争阻害性、公正な競争を阻害するおそれを有するときには、取引拒絶あるいは取引妨害などの、不公正な取引方法に該当するということをガイドライン上明確にしております。

一方で、そもそもライセンスを受けようとする意思がなくて特許を使用しているということであると、それは単なる権利侵害行為ですので、そうした

者に対して差止めを求めるということは、特許権の行使と認められるところでは、

そうしたFRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者であるか否かという点について、この資料枝番1-1の一番下を書いてありますけれども、ライセンス交渉における両当事者の対応状況に照らして、個別事案に即して判断されるという点を明確にしております。

以上の点を、ガイドライン上明確にしたところです。

この際、原案に示しました内容と成案で公表した内容について、若干説明をしたいと思っております。パブリックコメントに寄せられた御意見を参考に修正をしたところがあります。

パブリックコメントに寄せられた主な御意見としまして、特に多くの意見を頂いたところが2点ありました。

1つが、特許を持つ権利者と特許を利用する側、権利者と利用者のバランスのとれた記載にすべきというものです。当初示しました原案ですと、権利者側の行為が違反と評価されることにつながる要素を中心に記載をしておりました。そうでありますと、権利者側に厳しい内容のように見えるということで、こうしたパブリックコメントで権利者と利用者のバランスをとるべきという意見を頂いたことを受けまして、成案では違反とは評価されないことにつながる考慮要素についても明確化をし、権利者と利用者のバランスを考慮した記載に修正をしております。

その修正の具体的な箇所の一つとしましては、資料枝番1-1の第2の青い部分の右側にあります、FRAND宣言の意義のところにある①です。

原案では、FRAND宣言の効果として、2つ目の②の部分、利用者側にもたらされる効果を記載するのみでした。この点、バランスをとりまして、成案では、①の権利者側にもたらされる効果としての利用に対して相応の対価を得ることを可能とするという部分を追加しております。

また、このバランスをとるということで、同様に修正した具体的な箇所としましては、同じ資料の赤い枠の一番下の部分、先ほど御説明した、ライセンスを受ける意思を有する者であるか否かの判断、ライセンス交渉における両当事者の対応状況等に照らして、個別事案に即して判断されると

いう内容です。ここは、原案ではライセンスを受ける意思を有する者と認められる要素のみを例示しておりました。これを成案におきまして、ライセンスを受ける意思を有する者とは認められないことにつながる考慮要素につきましても、記載を加えたところです。

もう一つ、パブリックコメントで多くありました御意見としましては、事案ごとに競争への影響評価を行うということを明確化してほしいというものでした。

原案ですと、特に違反となる可能性の高い行為、これに焦点を絞りまして考え方を記載していこうというところがありました。これに対しまして、原案の記載ですと市場への影響の有無にかかわらず、形式的に当てはまると一律に違反になるというような印象を与える、誤解を生じやすいという御意見が見られました。このため、一律に違反となるとしているものではないことが分かるように、また、競争への影響を見て判断していくことが明確化されるように、修正をしております。それを赤い部分に示したところに反映しております。

今回の改正は、新たに規制を設けたりですとか、従来の解釈を変更したりというものではありません。あくまで近年生じている問題に対して、独占禁止法上の観点から考え方を明確化し、また、予見可能性を高めるものとしたということです。

また、今回の一部改正で明確化しました考え方の基本的なところとしましては、海外の主要な競争当局が、個別の事件ですとかそれぞれのガイドラインで示している、競争上問題となる行為の考え方と整合性のあるものと考えております。

私からの説明は以上となりますけれども、担当としまして、経済社会環境の変化に適切に対応していけるように、独占禁止法の運用、考え方の明確化と、競争環境整備に引き続き努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それではただいまの説明につきまして、御質問、御意見などがございましたら御自由に御発言いただきたいと思っております。

ただ、本日はマイクのシステムが不調なので、御発言の際には挙手していただければ、マイクをお持ちするという段取りで進めたいと思います。

では、どうぞ。

○村上会員 非常に基本的な事項について、意見を述べたいと思います。問題はこのガイドラインだけでなく、次の2番目の電力取引に係る指針にも関連するテーマになります。

今、裁量型課徴金制度に関する議論はもう進んでいる話なのでここでは触れませんが、あと一つ、日本の独占禁止法が国際標準の競争法になるための最後の課題というのは、いわゆる行為類型ごとに単一ルールを形成するという考え方を日本でも確立するかどうかという点だろうと思っています。

資料の枝番1-1の赤い部分に書いてあるように、日本は伝統的に従来からの言い回しを採用して、「競争を実質的に制限する場合には、私的独占に該当する、ただし、私的独占に該当しない場合であっても、すなわち市場における競争を実質的に制限するまでに至らない場合であっても、不公正な取引方法で独占禁止法に違反する場合もある。」というような書き回しで従来行われてきました。もちろん、過去にはそれが通用していたような時代もあったわけです。

そういう発想というのは、いわゆる行為類型ごとに2つとか2段階のルールを設定するという考え方であり、これはもう国際的には完全に否定されている考え方だろうと私は思います。

今日では基本的に、行為類型ごとに単一のルール、違法性基準しか構築できない、これが国際的に見て当たり前の考え方になっていると思います。

それで、多少、学者の議論で細かくなりますけれども、例えばEU競争法を見てみると、単独行為の禁止規定と共同行為の禁止規定の2本立てで違反行為を規制しているわけです。そうすると、自動的に行為類型ごとの単一ルールしか形成されない。いわゆる競争法違反になるか、ならないか、そこだけで勝負がつくという、そういう形の競争法制になります。

このEU型の競争法制が今は国際的に見て標準的な競争法制で、新興国では全部それを採用しているという形です。したがって、そういう法制を

採った場合には、行為類型ごとに競争法違反になるかどうか、日本でいえば独占禁止法違反になるかどうかが決まるのであって、一段階それが低い場合であっても、更に競争法違反になり得るとか、そういう発想は一切採られていない。それがいわゆる行為類型ごとに単一のルールを形成するという、今の基本的な考え方になります。

それはアメリカでも全く同じで、アメリカの実体法は例えばシャーマン法やクレイトン法、連邦取引委員会法といったように分かれていますけれど、それでも例えばシャーマン法ならば司法省反トラスト局が管轄しているし、連邦取引委員会法ならば、連邦取引委員会が所管して法を適用しています。実際に何をやっているかという点、1990年中頃からは、司法省と連邦取引委員会で、共同で共通のガイドラインを作っているわけで、行為類型ごとに線は一本しか引けないという形のガイドラインを作っている。知的財産権のライセンスのガイドラインでも全く同様のガイドラインの作り方をしている。

そういう意味で、20年ぐらい前から、国際的には行為類型ごとに単一ルールを引くというのが、国際的な考え方になっているわけです。

私も実際に、行為類型ごとに2つの線引きをやるというような考え方というのは、実際には実施できない発想だろうと思っています。

しかも、この行為類型ごとに1つのルールでやるか、2段階のルールでやるというのはほかのことにも大きく影響するので、いわゆる各国の競争法のルールのハーモナイゼーションをやろうと思った場合には、行為類型ごとの単一ルールが確立していないと、そもそも各国におけるルールのハーモナイゼーションができないという形になりますし、競争法を将来国際的な共通事業活動ルールにしようとするに当たっては、行為類型ごとに単一ルールを形成していくという考え方が大前提になっていると思います。

そこで、国際的には否定されていて、今、日本にしか存在しないような、こういう書き回しとか考え方というのは、もうそろそろやめるべき時期に来ていると私はと思っています。非常に基本的な議論ですので、特に回答してもらわないと、議事録にとどめていただく程度で結構です。

○伊藤会長 どうもありがとうございます。

どうですか。特にレスポンスはよろしいですか。

○松本相談指導室長 御意見ありがとうございます。

私ども、今回の改正に関しましては、あくまで一部改正として、考え方を追加するというだけの作業をしたものでございます。

○杉本委員長 根本的な法律の仕組みと申しますか、法律の考え方の議論を提起していただきまして、ありがとうございます。

村上先生の議論は、基本的に法律の考え方、法律の立て方自体を国際標準的なものに改めるべきかということであり、根本的にどう考えるかということですが、現時点で、私どもは先生のおっしゃるよう改正すべきだという意見はまだ持っておりません。現在の日本の法律はこういう立て方になっておりますけれども、欧米において国際的に単独行為、共同行為それぞれについて、競争上問題のある行為を今の日本の法律の考え方において規制するという対応しております。決してこの法律を運用することにおいて国際標準に適った運用が不可能だということではないと思っております。基本的には国際的にいろいろやっておられます競争法の運用を、日本においても同様に運用できているというふうに考えているところでございます。

次に国際標準的な考え方に基づいた独占禁止法に改正すべきだという御意見につきましては、そこはしっかりと私どもとしても今後検討していく課題かもしれませんが、今現在におきましては、独占禁止法を国際的な標準に適った形で運用することについて、特に支障はないというふうに私ども考えているところでございます。

○村上会員 最後に1点だけよろしいですか。

○伊藤会長 どうぞ。

○村上会員 別に私も今すぐ不公正な取引方法に関して独占禁止法を改正してどうこうというつもりはないのですが、ただ、非常に基本的な論点で、今後残る論点でもありますので、十分に検討いただきたい。

ただ、私はこれはある意味では法律改正する必要はなく、解釈・運用やガイドラインの言い回しで決着がつく問題だと思っております。その程度に留めておいていただければと思います。

○伊藤会長 分かりました。

ほかに。どうぞ。

○天野会員 村上先生の、大変スケールの大きい話の後で少々恐縮ですが、私からは感想のようなことを申し上げたいと思います。

今回、技術革新のスピードに対応されて、こういったガイドラインの見直しをされたということは、非常に適切な御対応だったというふうに私は思っております。

ただ、これはパブリックコメントの御説明のときにもお話がございましたけれども、やはりこういったガイドラインの改正といたしますと、どうしても、今回の場合で言えばその特許権者の権利行使を何か制限する方向の改正というふうに受けとめられがちになってしまうという心配は、どうしてもあると思います。

先ほど御説明いただいたように、パブリックコメントを受けて改善されるなど、御対応されているわけですので、知財保護と知財の活用、双方のバランスを図るという、そういった前提に立った改正である点を、今後とも強くアピールされていくことが必要になると思いました。

○伊藤会長 ほかに御意見、御質問ございますか。よろしいですか。

それでは、次のテーマに行きたいと思います。

「適正な電力取引についての指針」の改定につきまして、藤井調整課長から御説明をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○藤井調整課長 調整課長の藤井でございます。よろしく申し上げます。

お手元の資料の2-1を中心にお話をさせていただきます。

今年の4月から電力の小売の全面自由化が行われておりまして、これについてはもう昨年の後半ぐらいからいろいろ新聞でも報道されておりますので、もちろん皆さん御承知のところだと思いますが、具体的にどういうことが変わるのかということについて、まず簡単にお話しをさせていただきます。

資料の1ページ目、2ページ目のところを御覧いただきたいんですけども、今年の3月までの電気事業制度がどうなっていたかが1ページのほうに書いておりまして、これまでの電気事業制度について、1番で、小売

電気事業は部分自由化ということで、契約電力 50 キロワット以上の需要家に対する小売が自由化されています。それよりも小さいところについては一般電気事業者による地域独占になっていたということでございます。

発電に関しては、もう結構前に自由化されております。送配電事業については参入規制があつて、一般電気事業者による地域独占となつておりました。以上が、今年の3月までの状況でございます。

具体的には、下の2ページのほうを御覧ください。左側が改正前です。発電をするということで、発電をしてそれを小売の部門に売る卸売が行われるわけですけれども、小売の部門のプレーヤーとしては、このオレンジの一般電気事業者がいて、紫色の特定規模電気事業者、一般には新電力というふうに言われていますけれども、そういう事業者がいました。発電のほうはいろんな名前がありますけれども、発電事業者の規模によって、業法上いろんな名前がついていたという状況でございます。

先ほど申しましたように、小売部門については部分自由化でございましたので、一般家庭などについては一般電気事業者だけが供給するという形でございまして、自由化されている部門については、その新電力が競争をしているという状況でございました。

あと、一番下にある送配電というネットワークを担う部門というのが一般電気事業者ということで、一般電気事業者は発電、小売、送配電、全てを担っているという状況でございます。

これがどうなるかという、右側を見ていただいて、まず発電部門ですけれども、前の業法ではいろんな名前がありましたが、全て発電事業者となります。それから、小売のほうも同様に、全て小売電気事業者となります。他方で送配電部門は一般送配電事業者ということで、ここについては引き続き地域独占が残っておりまして、従来の一般電気事業者が担当しているということになります。

こういう形で再編成されまして、再編成といっても会社自体が変わるわけではないですけれども、定義などが変わりました。一般電気事業者という用語は今年の4月以降なくなっているというのが現状でございます。

3ページを御覧ください。今日御説明させていただきます「適正な電力

取引についての指針」でございますけれども、この指針自体はもう以前からございまして、電気の部分自由化など徐々に進展する中で適宜改定を行ってきております。この中では、例えば小売分野とか卸売分野とか、いろいろな分野においてどういうことが独占禁止法上問題になるのかとか、そういったことについての考え方を示しているものでございます。

先ほど申しましたように、小売分野については既に部分自由化されていまして、その自由化された分野におきまして、一般電気事業者が新電力、新規参入者を排除するような不当な行為をしないようにというか、どういう行為が問題になるかということを示すことによって、独占禁止法違反を未然に防止するというような目的で、考え方を明らかにしていたところでございます。

4ページを御覧いただきたいのですけれども、改定のポイントということで、先ほど申しましたように、まず一般電気事業者という言葉自体がなくなっております。ただ、このガイドラインはもともと、一般電気事業者がこういうことをすると独禁法違反になりやすいというように、いろいろな問題行為を書いてきております。今回、小売部門に関しては完全に自由化されるわけですけれども、そうは言っても、その市場における位置付けというか、旧一般電気事業者が3月までももちろん市場において大半を占めていたということございまして、更に言えば一般家庭向けに関しては完全に独占していたというわけですけれども、これが4月以降になって、急にその構造が変わるかという、そこは徐々にということにならざるを得ないので、このガイドラインでは引き続き、その一般電気事業者であった事業者がどういうことをすると独禁法上問題になりやすいかということをお定めしております。

ちょっとテクニカルな話になりますけれども、先ほど申しましたように一般電気事業者という言葉自体はなくなっていますので、この①のところにございますように、例えば「区域において一般電気事業者であった小売電気事業者」とか、こういった言葉を使っています。具体的な会社名でいいますと、例えば東京電力が、これは首都圏における東京電力という意味合いであって、例えば関西圏に進出した東京電力というのは、新規参入者

となるため該当しないと、そういうことでこういう書き方をしております。

今回の小売の自由化に関連して、ガイドラインのどういうところを見直したのかという説明をさせていただきます。まず4ページの下半分の②のところでございます。小売分野に関してセット販売に関する項目というのを今回追加しております。

セット販売は既にいろんな組合せで行われているようですけれども、セット販売自体は基本的には各事業者の創意工夫によるものですので、利用者の利便性にもつながるものであり、これはもちろん自由ですが、ただ、それに伴って問題になる場合として、2つほど書いております。1点目は、セット割引によって結果的に不当廉売になるような場合でございます。

それから、2つ目が、他の小売電気事業者の業務提携に対する不当な介入です。これは例えば旧一般電気事業者がどこか別の分野の事業者と業務提携をするときに、その提携先に対して、自分とはもちろん組んでもらって良いが、それ以外の自分のライバルとは組まないでくださいとか、それから、組むにしても自分と組むときの条件より悪い条件で組んでください、例えば割引を減らしてくださいとか、そういうようなことを言うのは、場合によっては問題になるというようなことを書いております。

5ページを御覧ください。2の不当な違約金・精算金の徴収というところでございます。これは、例えば長期契約を結べばその分安くなるとか、そういう契約であることが多いと思いますけれども、ただ、契約期間中に契約をやめるということになると違約金をとる、これはいろんな分野であることだと思いますけれども、この違約金が不当に高い場合に問題になり得るということで、これは従来から書いてあるものでございます。

これについて今回は若干改定しております。一般家庭向けに自由化されるということもあるので、一般家庭向けにイメージしやすいように、最初の事例として、丸が2つありますけれど上のほうの事例を追加しております。特定期間の取引を条件として料金が安くなる契約において、当該契約期間内に需要家が解約する場合に不当に高い違約金を徴収するケースを示しております。さらに、注でどういう場合に不当に高い違約金かということについて考え方を若干補充しております。解約までに享受した割

引総額とか、解約によって小売電気事業者がどういったダメージを受けるのかとか、そもそもその長期契約と期間の縛りが無い契約の料金の差というのはどういう根拠で設定されているのか、そういったものを総合的に勘案して不当に高いかどうか判断するといったような考え方を示しております。

それから、3番目のスイッチングにおける不当な取扱いということで、これは新規に書いておりますけれども、今回自由化されたところというのは、取引先としては非常に数が大きい一般家庭が中心になりまして、そういったところで今年の4月以降、切替えが起こっていくということが期待されるわけですが、その切替え手続のところで不当な妨害が行われると問題となりうる、そういうことを書いております。

以上が小売分野でございますが、今回、小売の自由化について、それと併せて大事なのが卸売分野のほうでございますが、新旧になっておりますが、それについては2-2という資料の20ページを御覧ください。

「卸売分野における適正な電力取引の在り方」ということで、1の「考え方」に総論的なことを書いておりますが、こちらで書いておりますのは現状認識というか、そういうことを書いておまして、一般電気事業者であった発電事業者とか、それ以外に従来から発電専門のところというのが依然として発電電力量の大半を占めるという状況があります。また、その発電専門、これは自治体が持っているものとかそういうもののイメージですが、これについては、一般電気事業者に対して供給するという長期固定的な契約が多くなっております。そういったこともありまして、卸電力取引所での取引というのが非常に少ない、なかなか増えないといったような状況があります。こういったことを考えると、新しく参入してくる小売電気事業者にとって、小売供給に必要な電力を確保するというのは必ずしも容易ではないということが考えられるということでございます。

そういったことから、最後のパラにございますように、小売市場において活発な競争を行うためには、卸電力市場の活性化というのも不可欠であるということが書いてあります。

最初の2-1の資料に戻っていただきまして、6ページを御覧ください。

今回追加させていただいた行為として、1と2とございますけれども、基本的には同じことを書いております。何が違うのかといいますと、1のほうは相対取引です。発電事業者と小売事業者の相対取引という形で、小売電気事業者が電力を調達するというものでございますけれども、2番のほうは卸電力取引所という場所がありますので、そこを介した取引ということでございまして、このどちらかだけでも十分に機能すればいいわけですが、どちらも機能しないということになると、新電力などが卸売分野で十分な電力を調達できないということになりますので、それぞれについて考え方を書いております。

発電事業者が単独の場合と他の発電事業者と共同してやる場合と書いてございますけれども、いずれにしても電力余剰があるのになかなか供給しないとか、不当に高い値段を付けるとか、そういう形で事実上取引を拒否するようなことを支配的な事業者であれば、単独でやっても問題になることがありますし、他の事業者とそういったことを結託してやればもちろんそれも問題になりうる、そういうことを書いております。

以上が、今回のガイドラインの改定の主な部分ということになります。

最後に、4月1日から自由化されたわけですが、最近の報道などで、今どうなっているかということについて簡単にお話しさせていただきますと、3月25日現在の切替えは0.6%、対象となる契約者数のうち0.6%が切替えをしているというようなことが報道されております。切替えの数が多いのは、新規参入事業者が多い地域と基本的には連動しているんですけれども、首都圏とか関西圏ということになっているようでございます。

以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それではただいまの説明につきまして、御質問あるいは御意見等がございましたら、御発言いただきたいと思っております。

○有田会員 0.6%ということですが、消費者もいろいろ迷っていると思います。2020年までに、早く切り替えたいと思っても選ぶことが、今の現状ではなかなか難しいということもあろうかと思うのですが、公取委として、例え

ば独占禁止法上問題となる行為について、新規参入も含めて、従来から売電していたところを中心に、今後調査をされるということはあるのでしょうか。

○藤井調整課長 調査という場合に様々なものがございまして、今回ガイドラインで考え方を明らかにさせていただいておりますけれども、考え方に照らして具体的に問題のある行為があれば、それについての情報にもとづいて個別の事件として、その場合は審査するという言い方になりますし、そういうこともあろうかと思えます。

あとは、一般的な実態調査というのをやることはあるんですけれども、それについては、大掛かりには今のところはやっていませんが、今回制度が改正されたということもございまして、日々状況のフォローをしております。

○伊藤会長 ほかにいかがでございませうか。

○舟田会員 今、御指摘がありましたけれども、公正取引委員会はこれまでも何度か実態調査をし、あるいは、正式な法適用はないものの、警告、注意等を出してきたと思えます。

こういうことは、事業法上の担当行政庁と並んで、公取委が独禁法の観点から見解を出す、あるいは指針を出すということが非常に重要なことであらうと思うし、今回の改正についてはおおむね賛成ですが、若干、意見を申し上げたいと思えます。

先ほど卸売分野のところで御説明がありましたけれども、今回は形式的には、全面的な自由化ということで大きく見えるかもしれませんが、実態としては新規参入者のシェアは非常に少ない。基本的に、これは発電市場の7割ぐらいを既存の事業者が握っているということから来るんだろうと思えます。そういう場合、実際には、特に一般消費者のほとんどは従来どおり既存の事業者と契約することになります。

これについて、私は優越的地位の濫用との関係でちょっと危惧している点があります。これは、公取が2012年に東京電力の値上げについて、細かい言い回しは忘れましたが優越的地位の濫用につながるおそれがあるという注意を出しました。これは東電が東日本大震災の直後、だんだん

経営が苦しくなってきた、契約期間の途中で値上げをしたいということ、当時既に一部自由化されていまして、その自由化された地域の利用者に対して通告したものです。通告されたほうの側に一部住民運動等もあったようですけれども、公取としてはそういう一方的な値上げは優越的な地位の濫用に当たるおそれがあるという見解を出したわけです。

これは契約期間の途中だから、ある意味では分かりやすいといえますか、明白なケースなんですけれども、では契約期間終了の切り替えのときはどうなのでしょう。一般自由化がこうやってセット割等で契約して2年間やって、2年後に今度は上げたいというときに、これは相対取引ですから一件一件ではきちんと交渉するというのは非常に難しいことであるわけです。

優越的地位の濫用にならないような値上げの仕方というのを工夫しなければならないわけなんですけれども、これは事実上かなり難しいのではないかという、そういうおそれを持っています。自由契約に移行した利用者との間で、容易に合意が成立しない場合どうなるかということですが、現行といえますか、新しい電気事業法では経過措置料金というのがありますので、そこに自動的に移行するというような仕組みがあれば別ですが、そういうことはないということで、これについて私が想起するのは、4、5年前に公取が実態報告書の中で、小口供給の分野についてはデフォルト・サービス約款の策定・公表の義務付けをしたらどうかと提案していることです。私はこれは賛成で、形だけ自由化しても実際上きちんとした契約ができないという場合には、むしろ約款によってきちんと公的に明らかにするというほうが、コスト的にも、あるいは社会的にもいいのではないかという気がしているわけです。

しかし、電気事業法の建前としては、せっかく自由化したのに約款はないでしょうということなので、現行は経過措置料金と最終保障サービスの2本立てということになってはいますけれども、どうも私は、独禁法の関係からちょっと危惧が残るとというのが第1点です。

もう1点はセット割のことですが、今日の2-1の資料でいいますと、今回新しく付け加えた改定のところで、4ページの②の(2)で、「他の小

売電気事業者の業務提携に対する不当な介入」とあります。これは旧一般電気事業者がほかの、例えば携帯事業者と業務提携をしてセット割をするといった場合に、その提携を行う事業者に対して、他の小売電気事業者との業務提携を行わないこと、あるいは不利な条件を付けることによって、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときは、独禁法上違法となるおそれがあるということです。

セット割の提携というのは原則として1対1ですが、旧一般電気事業者がある携帯事業者と組んで、両方契約すれば割引しますというときに、ほかの携帯事業者とも同じようにセット割の契約を結んでくださいというのでは、これは携帯事業者はセット割する意味がなくなります。したがって、セット割というのは原則としては、あるいはビジネスとしては排他的な条件でないと、やる意味がないのではないのでしょうか。旧一般電気事業者のセット割が排他的提携によっているかどうかは、実態をよく知りませんけれども、多分そういう例があるんだろうと思います。

そうすると、何しろ旧一般電気事業者がセット割をするのですから、新規事業者の事業活動を困難にさせるおそれというのは、やはりあるような気もして、そこは事業者としても是非知りたい点だろうと思いますので、こちらのほうは、よろしければ質問という形でさせていただければと思います。

○伊藤会長 では、その質問について。

○藤井調整課長 このガイドラインは電力会社が、組む相手に対して、ほかの電力会社と組まないでくれという話ではあるのですが、入れ替えても同じかもしれません。

○舟田会員 そうですね、はい。

○藤井調整課長 基本的に、どこと提携するかというのはそれぞれの御判断ということになるかと思いますが、その提携相手のほうが1対1だけでいいということであれば、それ自体なかなか問題とは言いづらいかとは思いますが、その提携相手に対して自分のライバルと組むなというのは言い過ぎじゃないか、そういうことでございます。

○舟田会員 そうですね、ちょっと修正します。これは他の小売電気事業者との業務

っちり組んでしまって、むしろ競争が停滞しているというような指摘もあるので、そこを留意していただきたいというような、そういう趣旨です。

○伊藤会長 ほかにどなたか。どうぞ。

○泉水会員 この問題については、自由化して競争を活発にする上ではいろいろな問題があると思いますが、是非、公正取引委員会としては、できる権限の範囲内でしっかりとしていただきたいと思っております。

細かい問題として、今ちょうどセット割のお話がありましたので、1点述べさせていただきたいと思います。

今、セット割については先ほどの4ページの②の(2)のところで、競争排除の問題について1つ質問があったわけですが、もう1つ、1の(1)で、安値設定による廉売の問題について、これも細かい論点ではあるのですが、理論的には非常に難しい問題を秘めているかなと思って、発言させていただきたいと思います。

ここにおいては、複数の商品をセット割する場合に、廉売かどうかを見るかというお話で、これについて先ほどの(1)の注のところを見させていただくと、「一般的には、電気と他の商品又は役務それぞれについて、その供給に要する費用を下回る対価で供給しているかどうかにより判断する」ということで、それぞれの商品について廉売に当たるかどうか、原価を下回っているかどうかを見るという立場を示されていると思います。

この点で、「供給に要する費用を下回る」とありますが、私は「供給に要する費用を著しく下回る」という、「著しく」があるのが普通かなと思います。

また、この場合のそれぞれの商品の原価を下回っているかどうかをどう見るかという場合に、いわゆるバンドル・リベートとかバンドル・ディスカウントと言われている論点があるわけです。つまり、全体でどれだけ割引をされているかを見て、その割引額を全部一つの商品の割引として計算した場合に、原価を下回っているかどうかを見るという考え方が、かなり一般的だと思います。

ただ、これは非常に保守的な判断基準ですので、この基準を満たしたら直ちに独禁法に違反するかどうかについては、大いに議論があるところだ

と思います。

この場合について、これまでは携帯電話等のセット割の場合は多分、この先ほどの基準を満たす例はなかったと思いますが、今後、電力でもこういうセット割が出てきて、あるいは、更にはガスが加わるなど3つ、4つの商品のセット割も出てくる可能性もあります。そうすると、2つならなかなか先ほどの基準を満たすことはないと思うのですが、3つだったら、あるいは4つだったら、かなり簡単に先ほどの基準を満たしてしまうことが出てくると思います。そういうふうな場合はますます、つまりセット割の数も増えていきますし、あるいはセット割の対象商品の数が増えてくると、実際に販売に当たるのかどうかという判断をしなくてはならない場面が出てくると思いますので、この中でバンドル・リベート、バンドル・ディスカウントについての判断基準をしっかりと検討していただきたいと思います。

○伊藤会長 よろしいですか。

○藤井調整課長 今の御質問に完全に答えることは多分難しいので、簡単にコメントさせていただきますと、今現時点で予想されるのは多くの場合、別々の会社が提携してやるので、どちらがどういうふうに負担しているかというのは、ある意味、ある程度明らかで、それぞれで判断すればよいのではないかなというふうに考えております。

○伊藤会長 ほかにどなたか御質問ありますか。

私も、一つだけお聞きしてよろしいでしょうか。

6ページの卸電力取引所の話ですけれども、2、3年前にこの自由化の議論に入ったときには、卸電力取引所にある一定の量の電力を強制的に流すようなルールの議論が随分されていたと記憶していますが、その後の状況をお教えてください。

○藤井調整課長 伺っているところでは、卸電力市場を活性化させるために、旧一般電気事業者が自主的取組として余剰電力を卸電力取引所に投入しているようです。

そういうのだけではなくて、発電と小売は同じ会社になっているわけですけれども、その内部の取引というのを優先して、小売部門のほうの売上

げが立っていないくて、そこにさほど供給しなくてもよくて、供給余力があるにもかかわらずそれを出さないとか、相対にも応じないし取引所にも出さない、そういった形で新電力の小売部門を排除していこうというようなことであれば、それは独禁法上問題になるので、今回のガイドラインでは卸売分野のところ取引拒絶ということについて書かせていただいております。

○伊藤会長 ほかに何か、よろしいですか。どうぞ。

○有田会員 先ほどセット割で、来年度、ガスの自由化が行われるとのお話がありました。例えば東京ガスによるガスと他の事業分野の商品役務のセットをどのように考えればよいのでしょうか。それは規制緩和というか、価格が安ければ、著しく安いというのは問題かもしれないですけども、それは消費者にとっては喜ぶべきことと考えます。

例えばソフトバンクも、既にチラシがいろいろ送られてきて、携帯電話などでいろいろなメリットを出しつつ、切り替えませんかというような案内が来ます。けれども、消費者としては価格が安いだけではなくて、やはりほかの点なども考慮に入れて、まだ様子を見る段階だと思っています。

例えば、今の東京ガスが天然ガスを使っていて、CO₂排出量が石炭よりもずっと少ないというような売り込み方もしながら、8,000円が基準で切り替えるかどうかということです。今はほとんど、どこも8,000円が基準であるので、消費者として果たしてメリットがあるかどうか。そういったときに、強い事業者が強い部分を売りにしてセット割にすることが問題なのでしょうか。

○藤井調整課長 強い事業者であっても、基本的にほかの事業分野の事業者と提携して、利用者とか消費者の利便の観点から、使い勝手がいいとか、そういうものを出していくこと自体は、それ自体は直ちに問題になるということはないというふうに考えています。

○舟田会員 電気通信の自由化については、30年前に同じような議論がありました。当時、VANという、電気通信回線設備を全く持たない、あるいはほんの一部しか持たない事業者が参入してきたんですけども、結局はほとんどが退出したということがあるんですね。ヨーロッパなどでも、電力でもそ

うですけれども、新規参入者がなるべく安くしようと頑張ると、強い事業者、特に既存の電気事業者が本当に戦闘的になるということになりますと、結局は新規参入者が退出して、その後電力料金が値上がりする、そういうことになっているという面があるわけです。

ですから、やはり企業が自分のコストに見合った料金を提示して競争しないと、長い目で見て消費者の利益にもならないという気がいたします。

その意味では、新規参入者がどれだけ自前の発電設備を持てるかという話になってきます。これはもう限界があるので、結局ほかの発電事業者、既存の電気事業者や電源開発（株）、地方の小さな水力発電を持っている地方公営企業などしかありませんが、そういう事業者と提携して、新規事業者がどれだけ競争力を獲得するかにかかっているわけですが、実際にはなかなか難しいところです。

その原因はいろいろありますけれども、私は単に発電事業のそういう極度の寡占状況と同時に、やはり先ほど座長が御指摘になった卸電力取引所の問題とか、それから常時バックアップの問題とか、それから託送料、主にそういう意味では卸分野の問題ですけれども、そういう問題が十分解決されていないことが挙げられるのではないかと思います。

先ほど質問がありましたけれど、例えば卸電力市場に投入すべきかどうかというのは、これは義務でなく、単に経産省が、なるべくそうしててくださいと言っているのに対して既存の事業者は、いや、自分たちはもうぎりぎりやっていて、特に夏場なんかはもうぎりぎり、今だってそんなに余裕があるわけではないと、そうすると、取引所に投入できる電力が限られているということになります。

そういうことで、今日の話は小売市場の取引ですけれども、その裏にある卸取引といいますか、あるいは発電事業のほうをしっかりと競争促進に向けて何ができるかを、是非、公取としても考えていただきたい、そういう趣旨であります。

○伊藤会長 少し時間が押しておりますが、実は、私、電力システム改革専門委員会の委員長をやっていたものですから、一言だけ申し上げます。

自由化はもちろん、その料金を下げるということも非常に重要ですが、

同時に再生エネルギーを入れても安定的に市場に電力が流れるという方法も重要であり、御存じだと思いますけれど、特にドイツでは風力を電力に相当入れても安定しています。これは多分自由化なしでは無理だろうと思います。それをやるかどうかということは別の問題だと思いますが、少しそういうふう広い観点で、また、是非議論させていただければというふうに思います。

では、次のテーマにいきたいと思います。

続きまして、「独占禁止法審査手続に関する指針」の策定につきまして、岡田審査企画官から説明をお願いしたいと思います。

○岡田審査企画官 審査局の審査企画課の岡田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、お手元に独禁懇 203-3 と番号のついた、審査指針の概要を取りまとめた横刷りの資料、審査指針本体、事業者向け説明資料の3つの資料を配付させていただいておりますが、主に 203-3 の番号のついた横刷りの資料に基づいて説明させていただきたいと思います。

では、1ページめくっていただきまして、まず最初に本指針の対象についてですが、価格カルテル、入札談合、あるいは再販売価格維持、優越的地位の濫用のような不公正な取引方法のようなものに対して行う独占禁止法違反事件の処理につきましては、ここの左側にありますように、違反行為の有無についての情報収集や詳細な調査を行う実態解明のプロセスと、右側の、そこで得られた証拠に基づき排除措置命令や課徴金納付命令を行う行政処分とその確定までの、大きく分けて2つの段階に分かれておりますが、本指針は、前者の実態解明プロセスのうちの行政調査を対象に策定したものでございます。

この行政調査の手続につきましては、事案によって前後はございますけれども、事業者のオフィス等に伺いまして、事業者が持っている関係書類等を収集する、いわゆる立入検査、また、事業者の従業員の方から話を伺う供述聴取、そして、調査に必要な売上高等のデータを収集する報告命令等のプロセスを踏んでいくことが一般的となっております。

1ページめくっていただきまして、策定の経緯でございますが、平成 25

年12月に成立いたしました、公取委の審判制度を廃止することなどを内容といたします。25年改正法の附則16条を踏まえまして、平成26年2月に内閣府特命大臣の下に、東京大学の宇賀克也先生を座長とする、独占禁止法審査手続についての懇談会が設けられ、そこで15名の有識者の方々に参加いただき、約10か月、計14回の精力的な議論を行っていただきました。そこで取りまとめられた報告書において、公正取引委員会が独占禁止法違反被疑事件について調査を行う際の標準的な行政調査についての指針等を策定し公表することが適当との提言を頂きまして、この提言を踏まえ、公取委として本指針を作成することとしたものであります。

昨年6月に原案についてパブリックコメントを実施させていただきまして、20の団体、個人から御意見を頂き、その意見も踏まえて一部修正等を行わせていただきまして、昨年の12月に成案を公表しまして、本年の1月4日の月曜日から適用させていただいているところでございます。

次に、指針のポイントでございますが、本指針は行政調査手続の適正性をより一層確保する観点から、独占禁止法違反被疑事件の調査に携わる公取委の職員に周知することを目的として策定しております。本指針は第1の総論と第2の事件調査という2部構成になっておりまして、公正取引委員会におけるこれまでの実務を踏まえて、詳細は後ほど触れさせていただきますが、ここに挙げました4点を中心に取りまとめてございます。

また、手続の適正性の観点に加えまして、手続の透明性の確保、公取委による事件調査の円滑な実施につなげる観点から、内部の職員向けのガイダンスではございますけれども、指針については公表させていただきまして、先ほど申し上げたとおり職員向けですので、文中の言葉遣い等が少し硬いなど、読み手にとって必ずしも読みやすいものではないというような事情も踏まえ、本指針の内容を踏まえて事業者向けに分かりやすく説明した資料についても併せて公表させていただいております。

この事業者向け説明資料は、お手元に配付させていただいておりますが、タイトルのところが水色の枠で囲われた資料でございまして、これにつきましては事業者の方々が読みやすいよう、理解しやすいように、事件処理の流れや立入検査の流れについてもフローチャートを盛り込むなど少し工

夫したものとなってございます。

このほか、先ほども申し上げました内閣府の審査手続懇談会の報告書において、指針策定から一定期間経過した後にフォローアップを実施し、その結果についても公表することが適当という提言を頂いておくことも踏まえ、12月の成案のプレスリリースにおきましては、公表後2年を目途に本指針に基づく事件調査の運用についてのフォローアップを実施し、関連する法制度の状況も踏まえながら本指針の見直しを必要に応じて行っていくことを表明させていただいております。

1枚進めさせていただきますが、総論でございますが、総論については3つのパートに分かれてございます。

まずは、独禁法1条をはじめとした関連規定を基に、独占禁止法の目的と公正取引委員会の使命というものを明確にしております。

次に、公正取引委員会における事件調査の体制と監督者の責務といたしまして、独禁法47条2項の規定により審査官として指定された職員、上席審査専門官、審査長、審査管理官、審査局長という事件調査を担当する審査局内の指揮監督権限を明示した上で、審査長等は事業者の方から事件について意見等申入れがあった場合には誠意を持って対応していくという方針を明確にしております。

第3に、事件調査に携わる職員の心構えとしまして、まず、冷静な判断力と実態解明への確固たる信念。2番目が綱紀・品位・秘密の保持。3番目が適正な手続の遵守の重要性を自覚した権限行使。4番目が効率的・効果的な事件調査、物的証拠と供述内容の多面的な検討を掲げてございます。

総論におきまして、公取委として重視しました点は、事案の実態解明とともに、適正な手続の遵守が重要であるという視点、また、企業結合の審査事案におけるコミュニケーションと同様に、違反事件の処理においても事業者の方から意見等の申入れがあった場合には、審査長等は誠意を持って対応していくことを、しっかりと総論に盛り込んだ点でございます。

次に、第2の事件調査のパートでございますが、これは冒頭申し上げましたように、立入検査、供述聴取、報告命令の3つのパートに分かれてございます。

まず、立入検査でございますが、公取委の行う立入検査につきましては、独占禁止法 47 条の規定に基づく間接強制力を伴うものと、事業者の方の任意の協力に基づいて資料の提出等を依頼するものの 2 種類があるということ、まず示してございます。

(2) でございますけれども、立入検査に際しまして、審査官は立入検査先の責任者の方に対しまして独占禁止法 47 条の権限を行使し得る者として、委員会から指定された審査官としての身分を示す審査官証をきちんと提示した上で、違反被疑事実の要旨や関係する条文などを記載した告知書を直接手渡ししまして、円滑な検査の実施に協力を求めるとともに、検査に応じていただけない場合には罰則の適用があるということ、併せて、先ほど御紹介しました事業者向け説明資料についても事業者の責任者の方に手交するという、指針上明確にしてございます。

次に(3)でございますが、立入検査につきましては、事業者の営業部門、経理部門など、その名称にかかわらず、審査官が事件調査に必要であると合理的に判断した場所に対して行うものであるということ、これを明確にしてございます。

次に(4)でございますが、審査官が事件調査に必要であると合理的に判断した範囲で行う関係書類等の提出命令、留置ですが、これにつきましては、まず提出命令書、留置物に係る通知書に対象となります関係書類の品目をきちんと記載した目録を作りまして、その目録と関係書類を照合した上で関係書類をお預かりするというステップを踏むということ、公取委のほうでお預かりする必要がなくなった関係書類につきましては、これを速やかにお返しするという手順を明確にしております。

また、近年、事業者における事務の電子化等が非常に進んでいる実態もあるところ、サーバーやパソコンなどに保存されております電子メールをはじめとした各種電子データにつきましては、これは外付けの記録媒体にコピー、保存をさせていただいて、原本の同一性を技術的にも担保した上で提出していただくことを明示してございます。

また、立入検査当日における、提出していただく書類のコピーにつきましては、日々の事業活動に必要があると認められるものについては、コピ

一を認めるということも明確化してございます。

あと、立入検査翌日以降に提出物の閲覧・コピーも認めること。その閲覧・コピーにつきましては、日程調整を適切に行って、早期に閲覧・コピーができるように審査官が配慮するということが明記してございます。

(5)といたしまして、独占禁止法 47 条の規定に基づき行う立入検査におきましては、弁護士の立会いを認めることを明確にしてございます。

1 枚進んでいただきまして、供述聴取でございます。

公取委が行う供述聴取には、聴取対象者の方の任意の協力に基づいて行う任意の供述聴取、及び、独占禁止法 47 条の規定に基づく間接強制力を伴う審尋の 2 種類があることを明記してございます。

(2) でございまして、任意の供述聴取につきましては、審査官はあらかじめ聴取対象者の方の都合を確認しまして、その都度、任意の協力に基づいて行う供述聴取であることを明確に伝えます。さらに、実際に供述聴取を行う際の冒頭には、聴取対象者に対して、公取委の職員である身分証などをきちんと提示の上、任意の供述聴取である旨、必要に応じて審尋への移行の可能性があることを説明するということが明確にしてございます。

独占禁止法 47 条の規定に基づく間接強制力を伴う審尋につきましても、その都度、法的根拠、命令に応じない場合の罰則について記載した出頭命令書を送達して行うということを明記してございます。

加えまして、実際に審尋を行う際の冒頭には、これも審査官は聴取対象者に対して独占禁止法 47 条の調査権限を行使し得る者として委員会から指定された審査官としての身分を示す審査官証を提示の上、審尋の法的性格及び陳述を拒否する等の場合には罰則の適用がある旨を説明するということが明確にしてございます。

次に、任意の供述あるいは審尋の際に、審査官は聴取対象者に対して事前に、先ほどの事業者向け説明資料につきまして、公取委のウェブサイトの場所を連絡して、事前に読んでいただくよう連絡するということが指針上明確にしてございます。

次に、(3) の留意事項ですが、まず、威迫・強要などの不適切な取調べは行うべきものではないということを明確にしております。次に、供述聴

取への弁護士の立会いなどのいわゆる防御権についての記述でございますけれども、主要な欧米諸国とは異なりまして、事業者による公取委の調査への協力へのインセンティブ、ディスインセンティブを確保する仕組みがない現行の独占禁止法の制度の下では、先ほどの内閣府の審査手続懇談会における議論の結果、そういった防御権については現行では認めるべきとの結論には至らなかったことも踏まえまして、供述聴取時の弁護士を含む第三者の立会い、供述聴取過程の録音・録画、調書作成時における聴取対象者への調書の写しの交付、聴取対象者によるメモの録取については、事案の実態解明の妨げになることが懸念されることから、原則これらは認めないということを明確化しております。

ただし、現行の実務も踏まえまして、審査官が供述聴取の適正・円滑な実施の観点から認めた通訳者の方、あるいはそれに準ずる弁護士の方の立会い、あるいは聴取対象者の方による自由なメモ取りではないですけれども、次回の聴取で聞くこと、宿題事項的なものを書き取っていただくような簡潔な書き取りについては、例外的に認めることもあるということを示してございます。

(4)でございますが、まず、聴取時間の目安について、1日につき8時間までを原則としまして、この8時間を超える場合には聴取対象者の同意を得ること、及び、やむを得ない事情がない限り午後10時以降に及ぶ聴取は避けることを明確にしております。

次に、休憩時間につきましては、審査官は聴取対象者の方の体調等も考慮した上で適時適切に確保すること、及び、休憩時間については原則として聴取対象者の行動は制約することなく、聴取対象者が弁護士や外部の方と連絡を取ることや、記憶に基づいて自由にメモをとっていただくことを妨げるものではないということを明確にしております。

(5)でございます。審査官が調書を作成した場合ですけれども、審査官はこれを聴取対象者の方に読み聞かせを行う、又は閲覧していただいて、聴取対象者の方から誤りがないことの確認がとれた場合に、署名押印を得て完成させます。聴取対象者の方から内容を修正したいという、そういった申立てがあった場合は、その趣旨を十分確認の上で、その申立ての内容

を調書に書く，又は修正を行って，その上で聴取対象者の署名押印を得るという手続を明確にしております。

次に，3に進みまして，公取委が事業者に報告を求めるものについてですけれども，これにつきましても独占禁止法47条の規定に基づく間接強制力を伴う報告命令と，事業者の方の任意の協力に基づいて報告を依頼するものの2種類があることを明確にしております，(2)でございますけれども，間接強制力を伴う報告命令は当然ですけれども，事業者の任意の協力に基づいて報告を依頼する場合につきましても，原則として書面を送付して行うということを明確化しております。

4に進みまして，事業者は，独占禁止法47条の規定に基づく審査官の処分，あるいは任意の供述聴取に係る不満などがある場合には，1週間を期限として異議申立て，苦情申立てを行うことができること，これらの異議申立てや苦情申立てがあった場合には，審査官は当該申立てに係る調査に誠実に対応することを明確化しております。

1枚進んでいただきまして，5ページでございますが，今般の審査指針の策定に併わせて，任意の供述聴取のより一層の適正性の確保を図る観点から，新たな不服申立ての仕組みといたしまして，任意の供述聴取に関する苦情申立て制度を創設しておりますので，少し紹介させていただきたいと思っております。

そのポイントとしましては，任意の供述聴取に係る苦情申立てをなし得る主体としましては，聴取対象者の御本人だけではなくて，その対象者の方が所属する事業者，事業者団体，並びにその代理人弁護士の方も含まれます。また，苦情申立ては事件調査を担当しております審査局に対して行うのではなく，官房総務課の窓口で受け付けて，そこで必要な調査等を実施いたしまして，その苦情に係る調査結果につきましては委員会メンバーに報告を行い，必要な措置を決定します。その処理結果につきましては，申立人の方に書面で回答を通知します。また，その処理状況については年度ごとに典型的に取りまとめて，件数等を今後公表していくということを考えてございます。

駆け足になりましたが，以上，審査手続に関する指針についてござい

ます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら御発言いただきたいと思えます。

○レイク会員 まず初めに、この審査手続に関する指針が公表されて、細かくこういう形で全てが明確になっていることは、透明性の確保という意味で大変評価されるべきことだと思いますので、それをまず評価したいと思うのですが、その上で、自分の理解というか、よく外国企業の方々と話をして一番、公正取引委員会だけではなくて、行政との関係で話題になるのは弁護士の立会の件なので、3ページの第2の1(5)の部分に「立入検査の円滑な実施に支障がない範囲で弁護士を立ち合わせることもできます」と書いてある箇所について、参考までにお教えいただきたいのですが、弁護士が立ち会って支障が生じる場合というのは、どういう事例があるのかを教えてくださいいただけますか。

○岡田審査企画官 立入検査の場合ですけれども、基本的には弁護士が立ち会うことによって支障が生じるというふうには我々も考えてございません。ただし、ごく限られた例かとは思っておりますけれども、審査官が立入検査を行うに際して、その部署に検査に入る必要性の有る無しを何度も繰り返し質問をしてこられたり、あるいは、検査の着手や進行を少しでも遅らせる意図が感じられるような行動を取るケースもゼロではないというふうを考えておりますので、もし、そういう立入検査の円滑な着手や進行を遅らせるような場合には、円滑な、あるいは早期の検査の実施に支障があり得ることを想定しているところでございます。

○レイク会員 それは、弁護士が妨げている事例ですか。

○岡田審査企画官 そこは必ずしも弁護士がというケースだけではないかと思えますが、事業者の従業者の方が弁護士から何かしらの示唆を受けてやっていることも、ケースとしては想定され得るのではないかと考えております。

○レイク会員 もう一度すみません、立ち合わせることができるか、できないかというところに絞って改めて質問いたします。弁護士が立ち会うことがそもそもできないのか、それとも立ち会った上で、その弁護士が実質的な立入検

査の妨害をするようなことをしていたら、あなた出ていきなさい、ということとなるのでしょうか。

○岡田審査企画官 指針にも書かせていただいておりますように、弁護士の到着まで検査着手を待つことはないというところがまずありまして、その上で、弁護士の先生が検査の現場に駆け付けていただいて立ち会っていただくというのは、基本的に可能でございます。

ですので、弁護士が立ち会った上で、例えば、先ほど示したような検査に支障があるような場合には、御退席を頂くようなケースもあろうかという、そういう御理解で結構かと思えます。

○レイク会員 すみません、言葉尻をつかまえて責めているつもりはないんですけど、「可能でございます」とは、原則立ち会うことができるという理解でよいのでしょうか、それとも、立会いが可能であるかどうかを検査の場で判断して、そもそも立会いが不可能というケースもあるという意味でしょうか。

○岡田審査企画官 言葉がはっきりしていなくて、申し訳ありません。

弁護士の到着まで検査の着手を待つことはありませんが、検査に着手しているところに弁護士が到着して立ち会うというのは、原則可能です。

○レイク会員 可能というのは。

○岡田審査企画官 できます。

○伊藤会長 ほかに何か御質問とかございますか。

○三村会員 今回のガイドラインは、調査の現場における様々な具体的、個別な問題に対して非常に詳細に検討されてお作りになっているということにつきまして、私は大変評価したいと思います。また、基本的にこういったような形で文書をお示しになって、そして、もしその調査あるいは立入検査が入ったときに、その場で必要なときには書面も提示するということもされますし、そういう意味では全体として、いいのではないかと考えております。

もう一つ、ここで苦情申立てという新しい制度を入れたということで、これは公取がおやりになっていなかったものを入れたということでありますので、これも大変いいことではないかと思えます。

ただ、このようなことがなぜ必要だったかという原因を考えますと、や

はりいろいろと苦情申立てがあった中で、果たしてそれが本当にそうだったのか、そうではなかったのかというところで、結構いろんな食い違いとか、あるいは、そこで様々な議論があり得るということでした。したがって、例えば審査官の方がきちんとしたメモを残すとか記録を残すとかということが必要だということですのでやはり説明ができるように、あるいはそれを検証できるような形に工夫していただくということが重要ではないかと感じております。

○稲垣会員 少し厳しいコメントかもしれませんが、供述聴取について、お話を今お聞きしていて、基本的にその任意の協力に基づく供述聴取だということですが、一般的な見方をしますと、任意なのに全然任意だとは思えないようなことが書いてあります。ガイドラインで透明化されているとおっしゃいますが、そもそも任意であるならば、普通に考えればメモをとるのも自由だと思いますし、8時間までとすとか、あるいは深夜までは避けるとか、そもそもそういうことではないのではないかと思います。

罰則を伴って担保された審尋であれば、やっぱり公正取引委員会のほうもそれなりの判断をされて調査をされているということですから、それはそういう判断に関わる公正取引委員会のリスクも負って、一種の国家権力を行使して調査をされているということでもいいと思うんですけども、任意ということになると、公正取引委員会のほうは、任意なんだから基本的に相手方が受けてくれているからやっているということで、公正取引委員会のほうは基本的には判断について余りリスクを負っていないのに対し、受ける側については、それに応じていて、こういったいろいろな制約があります。

その辺の考え方については、そういうやり方で本当にいいのかというのは、もう少しこれからも議論していただいく必要があるのではないかなと、感想として思いました。

○舟田会員 今回の御指摘は一部ごもっともな点があるんですけども、任意の供述聴取というのは、毎回、公取と聴取対象者がお互い、こうしましょう、ああしましょうと決めるかという、それをやっていたのでは大変なことから、ここで最初にルール化しましょうということだと思います。つまり、

任意といっても私人と私人が取り決めるわけではなくて、これはやはり公的な行政調査の一環なのですから、一定のルールの下で任意の供述聴取をしましょうというふうに決めたということだと考えます。

ですから、もしそういうのが嫌だ、それは任意ではないと感じるのであれば、それはやむを得ない、審尋に移行してくれと請求すればいいと思います。これは供述する側の選択の問題で、もしそういう任意の供述聴取には応じられないということであれば審尋に移るということ、多分、だんだん審尋に移るのではないかと私は思っています。

しかし、今なぜ任意の供述聴取が多く行われているかについては、それはお互いの話合いで決めましょうという余地があるので、聴取対象者にとっても実はその方が有り難いという面があるのではないかと思います。

いずれにしろ、そういうことで、今回は任意の供述聴取について一定のルールを決めたということ、もしそれに不満があれば、審尋に移行する、強制の供述聴取に移行するというところと理解しております。

私の理解でよろしいでしょうか。

○岡田審査企画官 本指針は、今、舟田先生に言っていただきましたように、公取委としては一定の法違反被疑についての判断を持って調査を行う際の手続についてのガイドラインでありますので、その際には、やはり通常の実態調査なりでお話を伺うのとは毛色が違うのかなというふうに私も考えております。審尋につきましては、先ほども申し上げましたように、陳述を拒否する、あるいは虚偽の陳述を行った場合には罰則の適用があるということで、聴取対象者の方はやはりそれなりの刑罰のプレッシャーを受ける面がございますので、そういったところも勘案して、まずは、そういうプレッシャーのない任意の供述聴取でやらせていただくという面もございます。したがって、舟田先生にもおっしゃっていただいたように、審尋の方を望むという聴取対象者の方がいらっしゃれば、公取委としては審尋で対応させていただくことになろうかと思います。

○山田審査局長 審査局長の山田でございます。ちょっと短く申し上げます。

先ほどのメモ取りの件に関しましては、供述聴取は、違反の事実に関してその有るか無いか等を聴取対象者御本人の記憶に基づいてお話しただ

くものであり、その際にほかのことに気をとられるようなことなく、審査官との話にまず集中をしていただきたいということでございます。聴取時間につきましても、任意の協力を頂いて行うわけですから、どんなに長くても8時間までとする、あるいは仮に午後10時以降にも行う場合にはこういう手続を採るということを明示しているものでありまして、常に8時間は話を聞いて構わないんだという趣旨を本指針で申し上げているわけではございません。

冒頭、岡田の方からも申し上げましたように、本指針は審査官が行うべき標準的な事項などを定めたものでございますので、今申し上げましたように、供述聴取は8時間必ず行うということを示すものではなく、長くても8時間で終了することを原則として明確にしているものでございまして、実際にもこの制限を超えているようなケースがそう頻繁に起こっているわけではございません。

○伊藤会長 時間が大分なくなってきましたけれど、せっかく用意していただきましたので、最後の議題でございまして、学生向けの広報活動、独占禁止法教室につきまして、奥村官房総務課監査官から、恐縮ですけれどもコンパクトに御説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○奥村監査官 官房総務課監査官の奥村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、学生向け広報活動、独占禁止法教室につきまして、簡単に御説明させていただければと思っております。

学生向けの広報活動といたしましては、大きく分けまして二つございます。いわゆる職場見学、庁舎訪問学習というふうに言っておりますけれども、そういったものと、もう一つは、今日焦点を当てて御説明いたします、独占禁止法教室というものがあるところでございます。

独占禁止法教室につきましては、こちらにございますように、競争政策に対する理解の促進を図るということを中心に、競争の役割、公正取引委員会の役割といったものを内容に授業を展開しているところでございます。対象といたしましては中学から高校、また大学、大学院を対象としているところでございます。

次のページでございますけれども、特に中高生向けの授業内容の例を挙げさせていただいております。

この中高生向けの独占禁止法教室の特徴でございますけれども、参加型の授業であるという点が挙げられるかと思えます。

まずシミュレーションゲームでございますが、これは生徒に、競争とは何か、競争による事業者や消費者の利益はどのようなものかということを実感してもらうことを目的に行っているところでございます。具体的にはこちらに記載のとおりでございますけれども、販売店グループと消費者グループに分かれていただきまして、販売店グループは企業の立場から、どうすればより多くの消費者を獲得できるかを考えていただき、消費者グループはその販売店グループの個々の販売方法を見て、どの店から買うかを選択していただく、そういったゲームを通じまして、競争がある市場のメリットでありますとか、そういったものを実感していただくようしているところでございます。

また、独占、カルテル、そういったことが行われた場合に、どういったことになるのかといったようなことも、裏の手カードというふうに言っておりますけれども、こういったものを使って実感していただくというふうに取り組んでいるところでございます。

また、事例紹介では、独占禁止法違反行為が身近な問題であるということとを学んでいただき、また、模擬立入検査では公正取引委員会の仕事の一部を体験していただくといったようなことを主眼に置いて行っているところでございます。

次のページでございますけれども、左側が中学生向けに使用しているスライドの例でございます。絵などを活用することで、できるだけ分かりやすい資料としているところでございます。また、右側は公正取引委員会で作っている副教材でございますが、こちらも市場の仕組みなどを分かりやすく説明している資料となります。

次のページでございますが、この独占禁止法教室の開催状況の推移というところでございます。平成14年度に中学生向けに開始をいたしまして、年々件数が増加をしているところでございまして、我々として非常に重要

な活動として位置付けているところがございます。平成 26 年度まで載っておりますが、平成 27 年度は計 164 校で実施をしたといったところがございます。

次のページになりますが、独占禁止法教室の様子を写真で掲載させていただいております。左上が高校でございまして、右上が中学、下 3 つが大学での独占禁止法教室の様子でございます。授業風景の映像を御紹介したいと思っておりましたが、設備の都合で今回はご紹介できず、大変恐縮でございますが御了承いただければと思います。

次のページでございますが、参加した生徒さんたちからの主な感想というところがございますが、シミュレーションゲームでありますとか、模擬立入検査といった参加型の活動につきまして、高い評価を頂いているというふうに思っております。また、職員の体験を交えた内容であること、また、先生からの感想が下にございますけれども、本物に触れる体験と、実際の職員による授業であるという点に高い評価を頂いているというふうに考えているところがございます。

次のページは参考でございますけれども、子供向けコンテンツの一部を掲載させていただいております。「どっきん」というキャラクターを用いまして、漫画で分かりやすく競争の役割等について解説をしているところがございます。こちらはホームページに掲載されておりますので、見ていただけると幸いです。

次のページ、最後でございますけれども、幅広い方々に公正取引委員会の活動を知っていただくということを目的に、ツイッター等の SNS を用いた広報活動も積極的に行っているところがございます。

非常に簡単ではございますが、私のほうからは以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございます。時間を少し制約するような形となってしまい、すみませんでした。

何か御質問とか御意見とかございますか。是非一度、このユーチューブなど御覧になっていただきたいと思っております。

○高橋会員 御説明ありがとうございました。公取のホームページからもいろいろ拝見しました。全国的な広がりを持って、かつ、セミナー方式というよりは

シミュレーションゲームとか、アクティブラーニングの方向で展開されていることは、非常に良いことだと思います。

その上で、今後の課題というか、期待を申し上げます。

今回、広報活動という位置付けで御報告を頂いたのですけれども、今の国のほうでは消費者教育推進法もできて、この種のものには消費者教育とか金融経済教育という位置付けで進めているところだと思います。その辺を強く意識していただき、効率的、効果的に展開する必要があると思います。

全国8箇所の拠点とこちらの本局とが動いていらっしゃるの分かるのですが、大学にしろ高校にしろ、リピーターが多いというのは広がりの中で課題ともいえます。SNSも利用されているということですが、あまねく広く届く方法が必要で、アウトカム指標を設定して、どういうふう目標を達成していくのかという戦略性があると、より良いなというふうに思いました。そういう目標の達成がどの程度できているのかが分かるような御報告も頂けると有り難いと思います。

○奥村監査官 ありがとうございます。やはり消費者教育というところでも、公正取引委員会として、この独占禁止法教室の取組を位置付けているところがございます。今後、対象先を拡大するに当たっては、教育委員会等にも御協力を頂くような形で進めていきたいというふうに考えているところがございます。御指摘を踏まえまして、考えながら取り組んでいきたいというふうに思っております。御指摘ありがとうございます。

○伊藤会長 アウトカム指標も是非、よろしくお願いします。

○奥村監査官 はい。

○伊藤会長 ほかに何かございますか。

○有田会員 このカードゲームは、数年前に東京と神奈川でそれぞれ別の消費者団体で参加型で行ないました。非常に面白いというか、いいカードゲームでした。それをこういうふうに教育、消費者教育として子供のうちから関心を持って進めるというのは、すごくいいことだと思います。経験したときは、公正取引委員会の職員が講師に来て、そのカードゲームを進めたのですが、そういうことを今は、学生向けだけに行っているのでしょうか。

○奥村監査官 ありがとうございます。このカードゲームにつきましては、消費者セ

ミナーでも積極的に用いることとしておりまして、また、この独占禁止法教室だけではなくて、そういう消費者セミナーの実施の拡大といったようなことも考えておりますので、そういったところで、このカードゲームも積極的に活用していきたいというふうに思っております。

○稲垣会員 大変いい取組だと思うんですけども、一つ意見としましては、中学生、高校生あるいは大学生に対しては、例えば公正取引委員会で摘発した事例で、不公正な取引であるとか、そういった事例を将来を担っていく中高大学生に、法律だけじゃなくて、公正かつ自由な取引ということになると、公正ということは結局どういう世の中とか、どういう取引をこれから実現していきたいかということ伝える、教えるのは余り適切ではないと思いますけれども、それを考えさせて、将来、こういう取引は法律に書いてあるから悪いんじゃないかと、世の中としてやるべきじゃないから直していかなくちゃいけないんじゃないかということをし少し考える機会もあつたら、とてもいいんじゃないかなというふうに思います。

その答えは、将来のその若い人たちが大人になったときに、多分答えを出していくのだと思います。どういう世の中にしていきたいかを考える、とてもいい機会だと私は思いますので、もしできたらそんなこともお考えになっていただければどうかなというふうに思いますので、よろしく願いします。

○奥村監査官 ありがとうございます。

○有田会員 カードゲームを始める前に、そもそも論として、何かDVDに限りませんが、ちゃんと小学生でも分かりやすいような材料に基づいて説明して、それを理解した上で販売者と消費者になってそれぞれがどういうふうに考えるかというような趣旨のカードゲームだったと思いますが、その理解でよろしいでしょうか。

○奥村監査官 今おっしゃっていただきましたように、最初に簡単に概念を説明いたしまして、その概念を頭に入れていただいた上で、シミュレーションゲームに移っていただくというような流れにしておりますけれども、内容につきましては、やはりいろいろ工夫すべきところもあるかと思っておりますので、今の先生の御指摘を踏まえまして、また更にいろいろと工夫をしていき

いというふうに思ったところでございます。

○伊藤会長 よろしいですか。

それでは、最後に杉本委員長のほうから御発言いただきたいと思っておりますけれども。

○杉本委員長 今日はお忙しいところお集まりいただきまして、貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。もう時間もオーバーしておりますので、一言だけ簡単に申し上げたいと思っております。

私どもの使命は、自由で公正な競争環境を確保することにより、経済が発展し、それが消費者の利益につながるということでございますので、反競争的な行為について摘発するだけではなく、その反競争的行為を予防する、そういうものをコンプライアンスとして示して予防するというのも非常に重要な使命だと思っております。

そうした中で、その経済社会の発展に伴いまして、知的財産というものが非常に経済活動の中で重要になってきております。また最近では電力の小売取引が自由化されました。そういうことを踏まえまして指針を改定しているわけでございますが、今日頂きました御意見等を踏まえながら、しっかりと、こういうことを行政として進めてまいりたいと思っております。

審査手続に関する指針はむしろ、私どもが守るべきコンプライアンスの基準みたいなものを示しているものでございますし、これから広報活動、小さな子供たち向け、学生向けの広報活動も進めていきたいと思っておりますので、またよろしく御支援を頂きたいと思っておりますし、また意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは今回はこれにて閉会とさせていただきます。

なお、次回は6月24日金曜日を予定しておりますので、よろしく願います。議題については、追って事務局から御連絡を差し上げたいと思っております。

どうもありがとうございました。